

平成26年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成26年9月1日（月曜日）

議事日程第1号

平成26年9月1日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 所管事項調査について |
| 日程第5 | 行政改革について |
| 日程第6 | 発議第5号 |
| 日程第7 | 議案第86号 |
| 日程第8 | 議案第87号から同第89号まで |
| 日程第9 | 議案第90号から同第94号まで |
| 日程第10 | 議案第95号から同第98号まで |
| 日程第11 | 議案第99号から同第108号まで及び同第115号 |
| 日程第12 | 議案第109号及び同第110号 |
| 日程第13 | 議案第111号から同第113号まで、議案第116号及び同第117号 |
| 日程第14 | 議案第114号 |
| 日程第15 | 請願第5号の取り下げについて |
| 日程第16 | 請願第6号及び陳情第3号 |

+

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|-----------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 所管事項調査について |
| 日程第5 | 行政改革について |
| 日程第6 | 発議第5号 |
| 日程第7 | 議案第86号 |
| 日程第8 | 議案第87号から同第89号まで |
| 日程第9 | 議案第90号から同第94号まで |
| 日程第10 | 議案第95号から同第98号まで |

- 日程第11 議案第99号から同第108号まで及び同第115号
 日程第12 議案第109号及び同第110号
 日程第13 議案第111号から同第113号まで、議案第116号及び同第117号
 日程第14 議案第114号
 日程第15 請願第5号の取り下げについて
 日程第16 請願第6号及び陳情第3号

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	笠原幸江君	2番	斉木勇君
3番	渡辺重雄君	4番	吉川慶一君
5番	樋口英一君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	伊藤文博君	10番	中村実君
11番	大滝豊君	12番	高澤公君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	倉又稔君
18番	松尾徹郎君	19番	五十嵐健一郎君
20番	古畑浩一君		

+

+

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	織田義夫君
総務部長	金子裕彦君	市民部長	吉岡正史君
産業部長	加藤政栄君	総務課長	田原秀夫君
企画財政課長	斉藤隆一君	能生事務所長	原郁夫君
青海事務所長	大瀬信明君	市民課長	岩崎良之君
環境生活課長	渡辺勇君	福祉事務所長	加藤美也子君
健康増進課長	山本将世君	交流観光課長	藤田年明君
商工農林水産課長	斉藤孝君	建設課長	串橋秀樹君
都市整備課長	金子晴彦君	会計管理者兼 会計課長兼務	横田靖彦君
ガス水道局長	小林忠君	消防長	大滝正史君

教 育 長 竹 田 正 光 君	教 育 次 長 伊 奈 晃 君 教育委員会こども課長兼務
教育委員会こども教育課長 渡 辺 寿 敏 君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	佐々木 繁 雄 君
農業委員会事務局長 猪 又 康 久 君	監査委員事務局長 池 田 正 吾 君

〈事務局出席職員〉

局 長 小 林 武 夫 君	主 査 室 橋 淳 次 君
主 査 石 崎 健 一 君	

〈午前10時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより平成26年第3回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、渡辺重雄議員、11番、大滝 豊議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（樋口英一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月25日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

おはようございます。

去る8月25日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成26年第3回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、平成25年度決算認定については13件、条例の制定及び一部改正について8件、規約の変更について1件、契約の締結について5件、市道の認定について1件、補正予算4件の計32件であります。

協議の結果、提出のありました各議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、御審査をいただくことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、追加議案についてであります。特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について等2件と、調整が整えば能生体育館新築工事の契約の締結、消防救急無線デジタル化工事契約の締結の2件について、一般質問最終日、9日に追加で提案予定とのことでありますので、よろしく願いいたします。

また、本定例会の会期につきましては、本日9月1日から9月25日までの25日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元に配付の日程表をごらんください。

次に、請願の取り扱いについてであります。まず、請願第5号、労働者保護ルール見直し反対を求める意見書の採択を求める請願1件の取り下げの申し出があり、本取り下げについて本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、請願第6号、政府による緊急の過剰米処理を求める請願、陳情第3号、「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情の2件が受理されており、陳情第3号は、総務文教常任委員会へ、請願第6号は、建設産業常任委員会へ付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてであります。総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、閉会中の所管事項調査についての報告をいたしたい旨、また、行政改革特別委員長から中間報告をいたしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、決算審査の進め方については配付資料のとおり、例年同様の進め方で行うこととしております。

また、各常任委員会等の行政視察において費用や時間、安全性を考慮し、バス借り上げも可能としてきましたが、ことし3月26日、国土交通省の一般貸し切り自動車の運賃・料金の変更命令が公示され、これを受けてバス借り上げ料金の引き上げがなされたことから、今後の交通手段について協議を行いました。

その結果、今年度、既に調査地等の決定をしている委員会もあるが、公共交通機関での移動も含めて再度調整を図るとともに、新年度からは公共交通機関での移動を基本とし、調査項目や調査地によりバス借り上げも可能としております。

また、委員会の調査旅費については、特別委員会と常任委員会は同額にすべきであるとして、委

員会の意見の一致をみております。

次に、5月以降の職員の一連の不祥事に対する市長の監督責任に対し、問責決議の発議1件の提出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの25日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの25日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（樋口英一君）

日程第3、行政報告について。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成26年第3回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、平成25年度の決算認定をはじめ、条例関係や補正予算など32件の議案のご審議をお願いいたしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に7点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、職員の不祥事についておわびをするとともに、ご報告申し上げます。

能生学校給食センター給食会計の不正経理を行った再任用の嘱託主事について、8月19日付で懲戒免職といたしました。

当該職員は能生学校給食センター在職中に、平成19年3月から平成26年3月までにかかる給食費について、不正経理により1,158万8,800円を横領いたしましたものであります。

また、糸魚川中学校及び糸魚川東中学校の給食会計の不正経理を行った新潟県の栄養教諭については、県教育委員会が8月26日付で懲戒免職にしたとの通知を受けました。

市では現在、それぞれ当該職員を刑事告訴、また告発するよう準備を進めております。

職員がこのような不正を引き起こしたことにつきまして、市民並びに関係する皆様に心からおわびを申し上げます。改めて法令遵守を全職員に徹底するとともに、市民の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

まことに申しわけございませんでした。

なお、一連の不祥事に対する責任、並びに職員の管理監督責任を重く受けとめ、私ほか副市長、教育長の給料を減額するため、関係条例を今定例会会期中に追加提案をさせていただく予定であります。

2点目に、北陸新幹線長野・金沢間の開業日程等について、ご報告申し上げます。

8月27日に、北陸新幹線長野・金沢間の開業日が、西日本旅客鉄道株式会社と東日本旅客鉄道株式会社から発表され、開業日は、平成27年3月14日の土曜日であります。開業日が決定されたことにより、開業記念イベントやおもてなしを含めて、市としてより一層、準備や対応に力を入れてまいります。

タイプ別の運転本数も発表され、糸魚川駅に速達タイプの「かがやき」は停車いたしません、停車タイプの「はくたか」は、長野・金沢間の運転列車を含む全車15往復が停車することになります。また、在来線につきましては、現行の特急「はくたか」及び「北越」が廃止され、糸魚川・新潟間の快速列車が1往復運行されることとあります。

詳細につきましては、お手元配付の資料のとおりであります。

停車本数については、最低ラインが確保されたものと考えており、要望してきた長野・金沢間の運転が実現したことにつきましては評価をいたしております。ただ、県内に「かがやき」が1本も停車しないのは大変残念であります。東京・糸魚川間の時間短縮に期待をいたしております。

糸魚川発の新潟への優等列車については、1往復の快速列車が確保されたものの、現行の北越5本に比べて非常に厳しい結果と受けとめております。引き続き、東日本旅客鉄道株式会社に対し、新潟・糸魚川間の優等列車の増便を求めてまいりたいと考えております。

また、新幹線駅関連整備に関しまして、9月14日に北陸新幹線開業6カ月前カウントダウンイベントといたしまして、自由通路開通記念式典、自由通路渡り初めを実施いたします。地元、中央区の皆様からも、にぎわいの場を提供していただくとともに、レンガ車庫メッセージボードやプラレールコーナーが設置されるほか、北アルプス日本海広域観光連携会議参加市町村や、姉妹都市の塩尻市の物産の販売も予定されております。

3点目に、フォッサマグナミュージアムのリニューアル工事に伴う休館について、ご報告申し上げます。

8月25日の「広報おしらせばん」でもお知らせをいたしたところではありますが、9月8日から約半年間、休館となります。リニューアルオープンは、3月7日、8日に市民への一般開放を行い、翌日9日を開館日といたしております。

休館中は、マリンドリーム能生の2階でパネル展示、親不知ピアパークの翡翠ふるさと館で、旧青海自然史博物館のヒスイを展示するほか、歴史民俗資料館及び長者ヶ原考古館で企画展示をする予定であります。

4点目に、能生国民健康保険診療所の竣工について、ご報告申し上げます。

平成25年度から建てかえ工事を実施してまいりましたが、去る8月21日に完成し、29日に竣工式を挙げてまいりました。

診療所機能の充実や、診療所医師の専門性を生かした地域医療の充実をコンセプトといたしており、新しくなった診療所が地域の皆様方から親しまれ、地域住民の健康増進に役立つことを切に願うものであります。これまでの関係各位の絶大なご理解とご協力、そしてご支援に対し、改めて感謝を申し上げます。

なお、新たな診療所は、本日9月1日から診療を開始いたしております。

5点目に、水稲の白穂被害発生について、ご報告申し上げます。

8月10日に、姫川下流域の今井地区、上刈地区など6地区及びその周辺地区の水田で、稲穂が白く枯れる白穂の被害が発生をいたしました。被害面積は約100ヘクタールで、急激な気温の上昇と湿度の低下に加え、強風により稲穂の水分が異常に欠乏したことが原因と考えられます。

市といたしましては関係機関と連携し、農家に対し白穂の発生状況と、今後の栽培管理について緊急情報を発信したところであり、被害を受けた農家には、水稲共済の申請を働きかけているところであります。

6点目に、財政健全化法に基づく、平成25年度財政健全化判断比率の算定結果について、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、本日、お手元に配付いたしました決算参考資料の3ページをごらんください。

4つの指標のうち、実質赤字比率と連結赤字比率につきましては、いずれも収支は黒字であり、赤字比率はありません。また、実質公債費比率は13.9%、将来負担比率は116.6%で、いずれも財政再生基準、早期健全化基準を下回っております。

今後は、ごみ処理施設の更新や、橋りょう等の公共施設の長寿命化対応が必要となり、財政状況が一層厳しくなることから、今後とも計画的な行財政運営に努めてまいります。

最後に、平成26年度普通交付税の算定結果について、ご報告申し上げます。

交付基準額は86億3,700万円で、当初予算に対し5億3,700万円の増という結果となりました。本年度は、基準財政需要額のうち個別算定経費が増となりましたが、固定資産税と個人市民税の減による基準財政収入額の減額幅が大きかったことから、普通交付税が増額となったものであります。

以上、ご報告申し上げます。

議会の皆様並びに議員の皆様方の特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口英一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（樋口英一君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、各常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

所管事項調査報告を行います。調査項目が関係上、長くなっておりますが、ご了承願いたいと思います。

総務文教常任委員会では閉会中、7月10日と8月8日に所管事項調査を行っておりますので、主な項目と概要についてご報告いたします。

初めに、7月10日の所管事項調査では、子ども一貫教育について、能生学校給食センター給食会計の不正経理についての2点であります。また、委員会協議会として、最近の教育現場の現状について、教育委員会委員との懇談会を行っております。

まず、子ども一貫教育については、いじめへの対応と、いじめ防止基本方針の策定について調査をいたしました。

いじめへの対応については、6月定例会でも調査しました2つのいじめ問題について、引き続き調査を行っております。

委員より、この問題について教育委員会の隠蔽体質がなかったかどうか、報告義務を怠っていたのではないか、問題を深刻化させる要因に隠蔽体質があるように思うがどうかとの質疑に対して、決して隠蔽するつもりはなかった。報告内容が正確に伝わらなかったという点については、非常に反省している。重大な報告ミスであり、今後、このようなことがないよう厳しくやっていくとの答弁であります。

また、今回のいじめ問題において、小学校6年生のときに気づきながら、なぜ対処できなかったのか。小学校から中学校への引き継ぎが、しっかりできていなかったのではないか。小・中学校の連携がうまくいっているのかどうか疑問に思うとの質疑に対して、小・中学校の連携については、中学校入学時に小学校と中学校の担当者間で連絡を持っている。したがって、子供たちの様子を伝えながら、子供によってどのような配慮が必要かを伝えている。現在では一貫教育の中で、卒業、入学シーズンだけでなく、年数回にわたり生徒指導部会を開くよう努力しているとの答弁であります。

次に、いじめ防止基本方針の策定については、委員より、平成25年9月に施行された、いじめ防止対策推進法に照らし合わせた場合、今回のようないじめ問題においては、精神障害にかかわる重大事態の対処としては、明らかに法律違反とならないか。また、市長に報告義務を怠った責任は誰にあるのか。報告を受けた後、どのように対応されたのか。いじめ問題は教育委員会だけの責任だと思っていないかとの厳しい追及に対して、明らかに法律違反であり、報告義務については教育長にある。市長より、対応については第三者委員会によるいじめの調査、検証を早急にやるよう指示があった。また、最終的な責任は市長にあると認識している。教育委員会とも実態把握をしっかりとった上で、今後の対応をしっかりとっていききたい。その中で、責任問題についても明確にしていきたいとの答弁であります。

委員からは、教育委員会の隠蔽体質と疑われるような体質を早期に改善するよう、また、報告義務を徹底し、責任ある対応をするよう強く要望するとの意見が出ております。

次に、能生学校給食センター給食会計の不正経理については、冒頭、竹田教育長より、このたびの能生学校給食センター嘱託主事による不祥事が発生したことは、子供たち、保護者、市民の皆さんの信頼を裏切る行為であり、管理監督する立場にある者として責任の重さを痛感しております。職員の処分と、その監督責任については厳正に対処してまいります。さきの中学校での不正経理に加え、さらに、このような重大な事態を起こしたことに深くおわびいたします。まことに申しわけありませんとの陳謝がありました。

続いて質疑に入りましたが、委員より、最終的に使途不明金が確定するのはいつごろになるのか。また、保護者への返還金作業についてはどうか。さらに、現在退職してはいるものの現職のときからの不正行為であり、退職金返還についてはどのように考えているか。加えて、同じ職員が1人で11年間も同じ会計業務に当たった点について、任命責任もあると思うがどうかとの質疑に対して、できるだけ早期に、総額幾らなのか確定作業を終了したいと考えている。返還金については、平成21年度から25年度の5年間に在籍していた児童生徒の保護者が対象となり、返還金の総額を把握し、年度ごとの返金額が整理でき次第、保護者にお返ししたいと考えている。

また、退職金の取り扱いについては、今後の調査によって処分が決まり次第、市の条例に基づき決定したいと考えている。11年間の異動があるなしにかかわらず、任命責任と管理監督責任は、当然、理事者側にあるとの答弁であります。

また、今後の給食会計についてはどのように取り扱うのか。さらに、この問題発覚後、聞くところによると、現在、約60ある外郭団体、委託団体の会計については、どのような対応をするのかとの質疑に対しては、能生学校給食センターと、市内小・中学校での15会計を含め全て公会計に移行し、取り扱いについては一般会計の教育費、もしくは特別会計の中で取り扱うかは、今後検討する。また、外郭団体等の会計については、行政上の公会計とは違うものであり、公会計にできるものではないが、よく調査をし、不正がないよう、また、再発防止に努めていきたいとの答弁であります。

なお、その後、外郭団体の会計は精査した結果、71に変更となっております。

その他、同様の質疑が交わされておりますので、割愛いたします。

また、教育委員会委員との懇談会につきましては、最近の教育現場の現状と課題、教育環境施設整備について、今後の学校教育について活発に意見交換でき、委員会としては、今後もこのような

協議の場を設けるべきであるという意見で一致いたしました。

続きまして、8月8日に行われました所管事項調査について、ご報告いたします。

調査項目については、次の6項目であります。

初めに、7月5日に行われました平成26年度糸魚川市総合防災訓練実施結果について、ご報告いたします。

このたびの総合防災訓練は、大型の台風が接近し、大雨、洪水、暴風警報が発表され、市内全域で土砂災害、河川氾濫の危険性が高まったため、市内全域に避難勧告が発令されたことを想定した防災訓練であります。

参加状況につきましては、市内全域で91地区、参加住民は5,614人、関係機関は、自衛隊、消防団等を含め、出動人員は468人です。

この防災訓練については、迅速かつ効果的な避難誘導、及び災害発生初期段階における情報伝達、また、地域住民の自主防災意識の高揚と福祉事業所の避難、支援体制の確立を目的としたものであります。

今回の避難訓練の成果と反省につきましては、各地区の避難場所や問題点が再確認できた点。また、地区によっては、避難場所の分散により避難者集計に多くの時間を要した地区、あるいは要支援者の避難行動に対する課題や、情報伝達の徹底と災害本部における連携、情報共有の不十分な点など、幾つかの反省点と課題が浮き彫りになりました。資料をもとに説明を受けた後、質疑に入っております。

委員より、このたびの総合訓練において、能生地域における屋内緊急告知放送が流れなかった。これは行政側の手続上のミスと聞いている。システムに多額の予算をかけながら、実際の現場では使い切れていない。指揮命令系統はどのようになっているのかとの質疑に対して、緊急放送を流す際に、本来であるならば緊急放送一括体制で告知するところ、連絡ミスのため一般放送で行ったことにより、屋内の緊急告知端末に音声流れなかった。今後、このようなことがないよう、いま一度マニュアルを作成し、関係職員がしっかり認識し徹底するようにする。

また、緊急災害時における指揮命令系統の最高責任者は市長であるが、市長、副市長をトップに、危機管理監として消防長、総務部長、また、副危機管理監として総務課長、防災室長を置いている。万一に備え、副危機管理監以上の者が、同時に不在とならないよう連携はとっているとの答弁であります。

また別の委員からは、災害時、関係地区住民が避難しなくてはならない中、要援護者の把握など個人情報の問題もあるだけに、民生委員との連携がどのようになっているのか、踏み込んだ対策が必要ではないのかとの質疑に対して、その取り組みについては、なかなかうまくいかないというのが実情である。これについてはマニュアルをつくるだけでなく、いかに実効性あるものにしていくかは、日ごろからの訓練が大切であり、マニュアルを見直しながら適切な行動がとれるよう、各地区に対し自主防災の意識づけにも努力したいとの答弁であります。

その他、委員より、細部にわたり指摘がございましたが、今回の訓練の集約につきましては、各地区に配布し、今後の参考にしていただくことになっております。

次に、権現荘リニューアル事業について、ご報告いたします。

初めに、行政側より、工事期間と権現荘の休業期間の見直しについて説明がありました。

見直し理由については、当初、第1期工事完了後に必要とされていた確認申請が不要となったことから、工事着手を早め、リニューアル工事全体の工期を短縮し、施設運営への影響を軽減したいという点。また、既存建物の解体工事を行いながら内部の改修工事を行う予定としていましたが、安全確保のため解体中の改修工事を取りやめ、休業期間を1カ月間延長したいとの理由であります。これを受け、質疑に入りました。

委員より、工事が早まることはよいが、当初、休業期間が2カ月間の予定であったが、なぜ3カ月間としたのか詳しく説明願いたい。また、休業期間が1カ月間延長による減収はどのくらいか。権現荘だけでなく、納入業者等への影響も大きいと思う。死活問題にかかわるだけに配慮が欠けているとの厳しい指摘に対して、解体工事中は安全確保の観点から休業する予定とした。また、1カ月の売り上げは1,500万円の減収になり、1,000万円ほど収支に影響が出てくる。休業期間を2カ月から3カ月に延びた理由については、安全確保の観点からであるが、工期を短縮することにより、夏場の最盛期である7月、8月までに改修工事を終わらせたいためである。できるだけ営業に影響が出ないよう、工期短縮に努力したいとの答弁であります。

また、休業期間中の職員研修等についてはどのように考えているのか。リニューアル後の経営改善計画と指定管理への移行スケジュール等についても確認したいとの質疑に対しては、経費を抑える中で、利用回数の多いお客様を中心にダイレクトメールをはじめ効果的なPRを行いたい。休業中の職員研修については、他の施設を参考にしながら営業、管理運営面における研修をはじめ、職員の資質向上に努めていきたい。また、リニューアル後の経営計画については、支配人を中心に柵口温泉郷全体としてのキャンペーンも考慮に入れながら、策定していきたいとの答弁であります。

その他、活発に質疑、意見が交わされましたが、委員会として、権現荘リニューアル工事について意見集約がございます。

このたびのリニューアル工事については、1カ月間の休業延長による権現荘本体の営業収益に限らず、3カ月間の休業による納入業者をはじめスキー場などへの影響を考えれば、多大なる損失を与えるだけに、死活問題にも発展する可能性がある。いま一度、工期短縮を強く要望するとともに、今後の経営計画、経営改善についてはしっかりと取り組むよう、また、指定管理者制度への移行における具体案についても早期に提出するよう、委員会として強く要望いたします。

以上で、権現荘リニューアル工事についての報告を終わります。

次に、財政運営の基礎的調査について、ご報告いたします。

初めに、企画財政課より、平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率について、また、平成26年度普通交付税の算定結果について説明があり、質疑に入っております。

委員より、今回発表された平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率においては、数字上はやや改善されたと判断されるが、今後の見通しとして、どのように捉えているのか伺うとの質疑に対して、平成25年度単年度としては、実質公債費比率において改善されたとと言えるが、平成22年度以降に行った大規模事業による起債償還が来年度以降、徐々に増加し、一層の計画財政に努めなければならない。長期財政見通しでは、平成32年ごろが借入れ返済金額のピークを迎え、財政運営が厳しさを増すことが予想されるとの答弁であります。

また、長期財政見通しについて、今後、行政として改善が見込めると考えるのか、あるいは、それ以上に厳しいと見ているのか、方向性について伺うとの質疑に対して、来年度以降については、

できる限り堅実なものにしていきたいと考えているが、平成31年では、恐らく実質公債費比率が起債許可を必要とする18%を超えるものと思う。今後については、危惧しなければならないと考えている。今までの数年間は、国の経済政策により、地方財政に対しても非常に手厚く推移してきたが、今後はこれらの財政支援策も打ち切られることになり、地方財政を取り巻く環境が一層厳しさを増すことになる。気を引き締めて財政運営をしなければならないと思うとの答弁であります。

また、平成26年度普通交付税交付金の算定結果については、対前年比1億8,635万円増の86億3,780万円に決定したとの報告を受けております。これにつきましては、質疑なく終了しております。

次に、子ども一貫教育について、子ども・子育て支援事業計画の策定について、説明を受けました。

これについては平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が制定され、我が国の子育て支援施策が、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度へ移行することにより、各自治体は子ども・子育ての実施主体として地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、乳幼児期の学校教育、保育量の確保、質の高い子育て支援事業の提供を図ることなどが求められるようになったため、このたび糸魚川市として、子ども・子育て支援事業計画を策定することになったものであります。

この計画については、まだ策定段階であり、委員からの意見も参考にしながら計画決定したいものであります。

委員からは、法律で義務づけられたので策定するのであれば、この際、既に作成されている子ども一貫教育方針、計画、また、次世代育成行動支援計画など、いま一つ理解しづらひだけに、この機会に整合性を図るべきである。加えて、国の施策の文言をそのまま使用するのではなく、あすの糸魚川を担う日本一の子どもを育てるということを考えるならば、糸魚川市独自の個性あるものにしていただきたいなど、今後の計画策定に向け活発な意見が出ております。

また、いじめ防止基本方針の策定については、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法に基づき、糸魚川市としても家庭における愛着形成や、地域における見守りをもとに学校とも協力し、全市民がいじめ問題に対し課題意識を持ち、それぞれの立場での役割を自覚し、責務を果たしていくことを目的として作成するものであります。この基本方針案につきましても、現在、策定段階であり、関係者をはじめ広く意見を聞く中で、方針決定したいものであります。

委員より、いじめ防止は早期発見・早期対応が一番重要であり、それらにつながるようなシステムづくりが必要である。いじめを察知したら早期に連絡し、身近に相談できる体制をぜひつくってほしいとの意見に対して、このたびの方針案では、市全体として取り組むべく保護者の責務、市民の責務、児童生徒の責務について記載している。いろいろ相談をいただいているが、素早く対応できるシステムを検討しているとの答弁であります。また、具体例を挙げながら、対応の仕方について同様の質疑が交わされております。

さらに、糸魚川市青少年問題協議会に対するメンバー構成の問題点、また、課題と改革すべき方向性について意見があり、教育委員会としては、弁護士はじめ学識経験者として上教大の教授などからなる、いじめ問題を専門に取り扱う委員会を立ち上げたところであるとの答弁であります。

以上で、いじめ防止基本方針策定についての報告を終わります。

次に、教育委員会関係施設整備では、能生B&G海洋センタープール改修工事について調査いた

しました。

この改修工事については、工期が平成26年6月4日から平成26年10月31日までの150日間であり、事業費につきましては3,099万6,000円で契約し、工事の進捗率は51%であります。

しかしながら、今回の調査で問題となったのは、当初、予算計上される段階での腐食はじめ整備箇所が111カ所であったものが、工事を進めていく段階で、約10倍以上の1,548カ所にもものぼり、約1,700万円の事業費の増額が見込まれる点。また、それにより工期においても平成27年3月末まで延長するものの、11月以降は天候が不安定のため、最悪の場合は繰り越し事業として、来年の6月までかかる可能性が出てきた点であります。

これらの報告を受け質疑に入っております。

委員からは、この事業予算を組むに当たっての調査の甘さ、また、過去における糸魚川小学校、糸魚川地区公民館など工事の実施に際して新たな補正予算を組まざるを得なかった、たび重なる調査ミスなど非常に厳しい意見が出ております。

また、委員より、今回のような建造物の修繕工事については、特に橋りょう補修など事業費が当初より1.3倍から2倍になるケースがあることは理解できるが、今後、この工事を進める上で3案を検討したというが、その内容と今回補修した場合の耐用年数と、上屋をつくり直して別の工法を選択することも含めて行政の考えを伺うとの質疑に対して、前回、補修工事をしてから10年経過している。今回の補修工事でも当て板をし、その上を塗装すれば最低10年くらいは大丈夫だと思う。また、残りの2案については、1つは1,460万円をかけ上屋を撤去し屋外プールにすることもできるが、その場合、水温が上昇しないため、今までのように5月からの営業ができず、水泳授業としては使いづらいと同時に、住民からも理解が得られないと思う。

また、もう1つの案は、上屋を撤去し、新たに改築した場合、基礎工事を含めなくても約1億2,500万円はかかると思うが、技術的に見て、現在の基礎の上に上屋が建つかどうか詳細な検討が必要となるだけでなく、財源確保の問題と2年目以降に改築が始まることとなり、室内プールを1日も早く再開するには、今回の方法がよいと判断したとの答弁であります。

一方、当初、修繕箇所が111カ所だったものが1,437カ所もふえている。事業の必要性は認めるものの、予算の算出根拠、事業費の算出根拠がどうなっているのか疑わざるを得ない。予算審査においても詳しい説明がなかつただけにしっかりやってほしい。言えば何でも予算が通ると思っているのかとの厳しい意見に対して、今回、目視による調査で予算計上した。工事着手後に、現状が明らかになった。このようなことになったことを謝らなければならない。皆さんに申しわけなく思う。しかし、動き出した工事であり、このまま中止するわけにもいかない。来年使える状況にしたいと考えているだけに、お願いしたいと思えます。よろしくお願ひしますとの教育長からの答弁であります。

その他、委員から同様の意見がありましたが、割愛いたします。改めて事業の進め方、予算計上の問題点など今後の改善が必要であります。

次に、職員の不祥事再発防止策について、ご報告いたします。

初めに、公然わいせつにより逮捕、起訴された職員の処分につきましては、懲役6カ月、執行猶予2年の判決を受け7月26日付で失職とし、また、能生学校給食センター事務職員の給食費不正

経理については、被害金額が確定した段階で厳しい処分をし、市長以下管理監督者についても厳正な処分を行う予定であります。

また、糸魚川中学校、糸魚川東中学校における学校給食費不正経理問題につきましては、県職員であるため、糸魚川市としては県教育委員会の対応にあわせ、処分を検討するとの報告を受けております。

これら問題における再発防止策としては、職員不祥事防止対策委員会を設置し、不祥事を未然に防ぐ対策を講じ、職員による公益通報や相談受け付けの仕組みを強化し、速やかな内部調査へとつなげる。また、職員個々の服務規律の確保、法令遵守を徹底強化するとしています。給食会計につきましては、全学校給食並びに能生学校給食センターの会計を公会計に移行し、出納から監査まで体制強化するとしています。

これらの報告を受け質疑に入っております。

委員より、合併後、職員が逮捕された事案は一体何件あるのか。また、再発防止をしていく上で、強い姿勢で臨むべきであると思うがどうかとの質疑に対して、平成17年の合併後、交通事故、交通違反を除いて2件である。もう1つは、平成22年、上越市内での万引きによる逮捕である。また、今後の再発防止としては対策委員会を立ち上げ、それぞれの事案に対する処分案、公表基準も含め全般的に検討していくとの答弁であります。

一方、能生学校給食センター職員の不正経理問題については、職員が11年間にわたり同一の会計業務に当たることへの問題はないのか。任命責任、並びに管理監督責任が問われるのではないのかとの質疑に対しては、係長クラスでは長くても5、6年、専門職は長い場合もある。今回の場合、はっきり言って異例である。今回3件の不祥事が発生したが、それぞれの処分について管理監督、任命責任があるだけに、現在、市長と今後の対応について検討しているところであるとの答弁であります。

また、再発防止においては、やはり職員の意識改革が重要である。事務的な取り組みでは弱い。市長が中心となり本腰を入れる中で、副市长、各部課長からも朝礼などを通じ、しっかりと指導してほしい。また、内部監査も今までのようにミス防止だけでなく、業務改善、意識改革につながるような内部監査に持っていくようお願いしたいとの意見が出ております。

その他、関連した質疑が出ております。

以上で、調査項目における報告を終わりますが、改めて、総務文教常任委員会として意見を申し上げます。

今回の所管事項調査でも明らかなように、職員のたび重なる不祥事をはじめ権現荘リニューアル工事については、工期の関係上、長期にわたる休業期間により、権現荘本体への営業をはじめ納入業者、また、スキー場への営業にも悪影響を与えるだけに、行政側のさまざまな点について配慮のなさを指摘する意見が出ております。

一方、能生B&G海洋センタープール改修工事については、平成24年度に発生した糸魚川小学校、平成25年度の糸魚川地区公民館建てかえ工事と同様、実施に際しての事業予算の変更が、特に教育委員会関係施設に多いという点であります。そのときもやまのい保育園建設工事の問題とあわせ猛省を促したにもかかわらず、少しも改善されておられません。

職員の意識改革はもちろん、市長はじめ各管理者の管理監督責任を改めて追及するものでありま

す。今後の事業計画及び予算案の策定、また、事業実施に入る前の事前調査など、しっかりとした業務を遂行するよう強く要望いたします。

加えて、先般の調査でも問題となりました、いじめ問題における教育委員会の対応のまずさと、隠蔽体質と疑われるほど必要な報告義務や対策を怠った点については、関係者に多大な精神的負担を強いる結果となり、責任の重大さを思わざるを得ません。

今回のたび重なる不祥事とあわせ、改めて職員の意識改革を求めるとともに、管理監督する立場の市長並びに教育長の責任は、まことに重いものがあると思います。

よって、市民の信頼を早期に取り戻すべく、職員の意識改革と一層の行政改革を積極的に推進するよう強く要請いたします。

以上で、総務文教常任委員会、所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中の7月17日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

初めに、観光振興、ジオパークの取り組みということで、白馬山麓国民休養地周辺の現状についてであります。小滝地区の高浪の池、ヒスイ峡、フィッシングパーク等の現地を視察し、指定管理者となっている地元団体からも課題や改善策について、ハード・ソフト両面にわたり意見をお聞きしてまいりました。

その後、次のとおり委員会で意見集約を行っております。

まず、これはこの地域に限らず市全体の課題でもありますが、高齢化のため施設の管理運営が難しくなっているということ。

観光の専門家を招き、地元にお金を落とす仕組みをつくるべきであること。

そして新たな雇用を創出し、後継者としての若者定住と地域経済の活性化を図る仕組みが必要であるということ。

観光客の安全を考え、ジオサイトにおける救急対応と災害対応のため、携帯電話に限らず通信手段の検討が必要であるということ。

そして小滝地区のような代表的なジオサイトの成否が、今後の糸魚川市の観光産業を左右することにもなるので、各ジオサイトの団体が情報交換を行って連携し、行政も加わって市全体の共通課題として問題解決を図ることが必要であるということ。

以上であります。

次に、農林水産業の振興と整備ということで、新たな農業、農村政策への対応について調査しております。

担当課より、資料に基づき説明を受けた後、質疑を行っております。

以下、主な内容についてご報告いたします。

国の新たな農業政策に対する農家の反応についての質疑には、米の生産調整による米価下落への不安の声や、提供した農地が結果的に耕作放棄地となり、その地域の農業と集落が成り立たなくなるのではないかという不安の声があるとの答弁でした。

地域が高齢化していく中での農業政策の取り組みについての質疑には、今後、熱意ある農家を育てる政策と、兼業農家の耕作継続推進、市外からの担い手受け入れを行うことを考えているとありました。

それに加え、農業ばかりでなく林業や水産業も含めて1次産業の担い手を募集し、商工農林水産課だけでなく企画財政課も含めて、定住という部分で糸魚川市として打って出たいと考えているとの答弁でした。

中山間地における農業を含めた地域社会政策の実施を求める意見には、昨年、70歳以上の市内高齢者にアンケート調査したが、その集約を踏まえて中山間地域の集落を、今後どのように維持していけばよいかというところは、農業、林業部門ばかりでなく、他の行政部門も含めて協議している。今からできるものは行うように指示が出ているし、市の人口減対策の中で取り組みを進めていきたいと考えているとの答弁でした。

次、農業者の担い手募集策についての質疑には、外から来てもらうことを考える上で所得も大事であるが、生活する上での子供の教育などさまざまな要素がある。それらを人口減対策の中に含めて、市を挙げて検討しているところであるとの答弁でした。

ほかにも農業の担い手募集のあり方として、秋田県大潟村、和歌山県那智勝浦町の先進事例や、中山間地における第2のふるさと事業や、棚田オーナーシステムの導入などの意見も出されたところであります。

最後に、同日、委員会協議会として、若手を含む農業者や農業の会社経営者の方たちを招いて懇談会を開催しており、あわせて委員会で集約を行っておりますので、ご報告いたします。

懇談会では、何よりも担い手確保の必要性と、糸魚川市の農地と農業をいかに守るかについて真

剣に、また、早急に取り組まなければならないことを再認識したところであります。その担い手の確保策と、現在、担い手となっているやる気のある人たちが農業を続けていけるために、次の項目が挙げられております。

(1) 野菜等の加工所について。

山菜等の加工も含め、夏野菜等が余っても加工して販売できるような施設を検討する必要性があること。

(2) I ターンの農業者への配慮について。

農地を持っている者でないと農業を始めるのは厳しいという意見もあり、市独自のシステムでI ターン者への配慮も検討するべきであること。

(3) 農業者として即戦力となる人材の育成と確保策について。

農業という職種上、時間と経費をかけて人材を育成することは難しいので、行政もかかわる中で共有できる人材育成の仕組みをつくり、農業が持続可能な状態をつくる必要があること。

(4) 中山間地対策について。

農地として不利な条件であるため、冬期間の対策や適地適作等独自の対策を検討し、あわせて小水力発電等もメリットがある形で進めること。

(5) 農業者と行政と農協の連携について。

行政と連携している農業者もいれば、そうでない農業者もいるので、さらに連携を深める機会が必要である。また、農協本来の役割について意見もあったので、農家のための農協としての役割を明確にし、三者の連携を強める活動を進める必要があること。

(6) 全国に知られる規模の新特産品等の開発について。

市場では単品で5,000万円クラスの売り上げがあれば特産品として認知されるが、それが3種類は必要で、そのためには相応の投資も必要であること。行政と農協と農業者で研究し、経済団体も連携するなど、市全体で進めるやり方も検討する価値があるのではないかと。

これらが委員会協議会を踏まえての委員会の意見集約でありました。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

+

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、閉会中の8月20日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

調査項目は、1、能生国民健康保険診療所について、2、国保税の改定について、3、糸魚川保健センターの耐震改修工事について、4、次期ごみ焼却施設の整備についてであります

当日の日程は、午前10時より能生国民健康保険診療所の現地視察を行い、午後から机上調査を行っております。

まず、午後の机上では、能生国民健康保険診療所について委員から、大変すばらしい施設ができた。今後、機械設備がそろってくるが、能生にある病院、あるいは糸魚川総合病院との連携によって、これから設置するCTやMRIなど、遊びがないような形で運営していく必要があるが、どのような連携を考えているのかとの質問に対し、能生地域の開業医の皆様方とは、今の段階でも連携をとりながらやっている。

今後についても新しい医療用設備を活用すべく連携をとっていくと伺っており、糸魚川総合病院のほうでは正式ではないが院長先生のお話の中で、MRIの利用頻度を考えると大変忙しく、そのような部分で連携をとりたいというお話も伺っているので、事務的には、今後、詰めていきたいと思っていると答弁がありました。

また、他の委員からは、MRIとCTの活用について、正規の診療報酬の3割が個人負担となると考えれば、MRIでは9,000円であり、CTだと5,000円ぐらいで映像が撮れるといった話を聞いたが、これを地域の方がどのように活用できるか。そのような周知を糸魚川市が行う必要があるのではないかと質問に、鬼頭先生は脳外科出身で、脳については非常に詳しい先生であり、特に、今回のMRIとX線やCTを入れたことで、脳動脈瘤をできるだけ見つけていただき、破裂に至らないよう早期発見をお願いし、発病する以前に処置ができるような形をとれないか、保健師と鬼頭先生で今後検討するとの答弁がなされました。

また、国保診療所は市の施設であり、能生の開業医とは違った面で力を入れ、今後は予防医療を進めていく必要がある。そのようなことをやることによって、糸魚川市の診療所だということになると思うが、どのように考えているのかとの質問に対し、能生地域には、町うちに2人の開業医がおられ、能生谷には国保診療所という地域的なエリアもあるので、開業医的な役割を持ちながら2つの病院と連携をとり、今後も地域に根差した形で進めていき、開業医と同じ機能ではなく、医療用設備を生かした治療をしていくように、先生と話を進めていただきたいと思いますとの答弁がなされました。

次に、次期ごみ処理施設の整備については、冒頭に焼却場の建設場所と、はびねすへの熱利用の問題は今回の話の中に入れず、市はどのようなごみ焼却方式を求めているのか。また、これまでのあり方検討委員会で検討を重ねてきたことを踏まえて、委員会を進めていくということを確認し、質疑に入りました。

委員からは、市ではストーカ方式を中心に検討中であり、あり方委員会ではストーカ式燃焼方式プラス、セメント原料化という話があるが、焼却灰の処理として、当地にある2つのセメント会社が受け入れてくれるということを前提とした考えなのかとの質問に対し、あり方検討委員会にも、ごみ処理基本構想検討委員会の中にもセメント会社の代表も出席しておられ、そのことについても議論をさせていただき、焼却灰についてはセメントの原料化は可能だというふうに向っているの、基本的には、その方向で考えているとの答弁に対し、ストーカ方式にするかどうかという方向性を決めるのは、いつごろまでなのか。また、現在の須沢の施設は、いつまで利用可能で、新しい施設をつくらせたら、いつごろと考えているのかとの質問に対し、今の計画では、31年度から新しい施設を稼働したいと思っている。日立との委託契約は、28年度までは今の契約でいき、その後、2年間は日立のほうで、運転経費は別としてかかわっていけるという話で、今のところ覚書等を結んでいるが、次の維持管理の契約などの問題もあるので、ことし中に決まらず、1年おけると厳しくなると思うとの答弁がありました。

委員長として、当委員会ではストーカ方式の先進地視察も計画しているので、先進地を見ながら検討したい。また、早いうちに、どこに建設するのが一番いいのか。はびねすの熱利用をどうするのか。はびねすの熱を使わない場合、年間どれくらいの金額が無駄になるのか調べていただきたいなどの要望を行い、最後に糸魚川市のために、どこで建設するのが一番いいのか、今後、委員会で協議するというところで終了いたしました。

以上で、市民厚生常任委員会の委員長報告を終了いたします。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時20分まで休憩いたします。

〈午前11時07分 休憩〉

〈午前11時20分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5. 行政改革について

○議長（樋口英一君）

日程第5、行政改革についてを議題といたします。

行政改革特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

伊藤文博行政改革特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊藤委員長。〔9番 伊藤文博君登壇〕

○9番（伊藤文博君）

行政改革特別委員会では、閉会中の7月25日と8月22日に付議事件調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

当委員会では、それまでに実施計画に盛り込まれた実施項目について審査が一巡したため、5月12日の委員会において、あらかじめ委員より提出された糸魚川市の取り組みの不足などに踏み込んだ提案事項について自由討議を行い、6つの分野に分類しました。

そのうち7月25日には、職員の意識改革と人材育成について、8月22日には、業務改善についてを協議題としています。また、7月25日には、一連の不祥事を受けて、行政改革推進の立場での再発防止についても協議題といたしました。

職員の意識改革と人材育成については、茨城県牛久市では市の人事戦略書である人材育成基本方針を定め、みずから考え行動できる職員を育成するため、1、勤務評定制度、2、人材育成の職場風土づくり、3、能力開発の必要性などを定めているが、糸魚川市でも取り組むべきかどうか。

また、少数精鋭による効率的な行政運営を可能とするため、本来の勤勉手当の趣旨に基づき、勤務評定の手当への反映について検討すべきという提案に対し、市の考え方として、人材育成及び研修に関する基本方針に基づき、毎年度、実施計画を定め、人材育成に取り組んでいる。人事考課制度は、目標管理を主体に取り組んでいる。勤務評定の結果については、昇給や人事異動に反映しているが、一步踏み込んで勤勉手当への反映についても検討すると示されました。

また、全職員が自主的に始業時刻より早く課ごとに集合し、毎日の朝礼を行い、その日、1日の予定や課題などを話し合うことにより課題を共有し、手分けするなど風通しもよくなったという牛久市の例に倣って、コミュニケーションの徹底を図って職場全体の力をアップすべきという提案に対しては、毎週1回の朝礼としている課がほとんどであるが、職場内のコミュニケーションの活発化を図るとともに、協力体制や意識共有のために始業前、あるいは始業後などにおける朝礼、または夕礼について、今後検討していきたいと市の考え方が示されました。

これも牛久市の例ですが、毎週月・水・金曜日の朝9時、市長、副市長、教育長、部長ら幹部が待ち構える場で、各業務担当課長、担当者が全ての事業内容を説明し、全ての決裁を受ける朝の会が行われている。厳しい質問に対処できるように事前に検討を重ねるためトレーニングになり、幹

部にとっても、ほかの部署がどのようなプロジェクトを進めているかがわかるため連携が生まれる効果がある。

糸魚川市でも同様の取り組みを実施すべきという提案に関しては、牛久市の例では、5万円以上の物品購入などから例外なく朝の会で一括決裁を受ける仕組みとなっている。庁内の情報共有、プレゼンテーション能力の向上といった点に効果があると考えられるので、類似の仕組みである市政運営会議への応用について検討すると考え方が示されました。

次に、過去のさまざまな問題に対する執行部や市職員の処分のあり方の検討、ミス減らす取り組みが必要である。職員が今以上に働きやすい環境を整える行政改革も必要であるという提案に対し、職員の身分保障や責任の所在については、関係法令及び処分指針に基づき対応している。業務上のミス防止については、職員の資質向上、意識改革に加えて、ミスが起こらないような仕組みづくりを進めていく。組織、風土の改善には、職員個々の意識改革が大前提と考えており、そのための取り組みをさらに進めていくと考え方が示されました。

委員より、職員の意識改革、資質向上で考えると、年功序列の弊害を感じる。年功序列を排除し、職員に選ばれる意識を芽生えさせ、積極性のある職員がさらに生きていく仕組みをつくるべきという提案に対し、行政が前例踏襲、マンネリ化の打破をしなければならない。職員の適性、適材適所に配慮し、人事配置をしている。年功序列ではないと思っているが、100%の人事ができていくわけではない。職員とかかわる時間や対話を大切にし、ともに行動、活動をすることによって、情報を把握しながら人事配置を行っていききたいと答弁がありました。

また、コミュニケーションの活性化を図るといのが、最新のコミュニケーションスキル研修などの対応はどうなっているのかという質疑に対し、コミュニケーションの取り方、中身も多様になってきている。プライバシーの問題もあるが、公務員は私生活、勤務時間外も全体の奉仕者として、ふさわしい行動が求められる。職場内においてそのような内容についても話し合える、注意し合える職場環境をつくっていききたいと考えている。研修だけではなく、あらゆる機会、場面を捉えて徹底していききたいと答弁されています。

企画財政課を中心に各課の人間が集まり、自由闊達に協議ができるシステムが必要である。非常に優秀な職員がたくさんいるので、ぜひやってもらいたい。職員の意見を拾い上げるチャンスがあるということが大切である。

朝礼、夕礼から始めるということだが、どのように進めていくのかという質疑に対し、コミュニケーションを取りながらやっていくことは非常に重要である。そのような機会を、いろいろな場面を通じてつくっていくことが重要だと考えている。

朝礼の効果としては、打ち解けて個人の私生活にまで話しが及ぶということにより、職員の健康状態、精神状態まで把握でき、職務の中で応援体制を取れるようなものにしていきたい。また、職員の年齢や職域を超えた意見交換から新しい施策を考えていける場を持つなど、新しい取り組みをしていききたいと考えていると答弁がありました。

朝の会について、市政運営会議への応用について検討するというが、これは月2回であり、牛久市の朝の会は週3回であって徹底の仕方によさがある。具体的な方向性はいかがかという質疑に対し、できるだけ重要な項目について、決裁を市長、副市長に上げる前に市政運営会議に諮り、各部・課の情報共有をし、連携をしやすい体制づくりの取り組みをしたい。一度の説明で決裁処理が

済むことは、持ち回り決裁に比べて非常に有用な部分であり、当市に合った合理的な方法を考えていきたいと答弁されています。

次に、職員の不祥事の再発防止については、再発防止策として、1、職員不祥事防止対策委員会を設置し、不祥事を未然に防ぐ対策を講ずる。2、職員による公益通報や相談受け付けの仕組みを強化し、速やかな内部調査へとつなげる。3、職員個々の服務規律の確保、法令遵守の徹底について指導を強化するの3点について説明があった後、委員より、職員不祥事防止対策委員会を立ち上げるというが、外部の委員を考えているか。身内に優しくなりがちで、身を切る覚悟、姿勢を見せないと市民が納得しないがいかがかという質疑があり、外部の委員については、市長と相談して検討する。対策委員会を設置して協議した内容、報告については、所管の常任委員会へ説明し、意見を聞きたいと答弁がありました。

教育委員会にかかわる不祥事については、組織上の欠陥が招いた結果である。11年間、1人の職員を同じポストに置いていたことに大きな要因があるが、そのような場合でも、このような不祥事を起こさない組織づくりが必要であり、不祥事防止対策委員会でも最初の一度は、外部の公平な目で見てもらうということも必要であるがいかがかという質疑に対し、11年間という長い間、人事異動がなかったことについて深く反省している。不祥事防止対策委員会を設置して、一定の方向を出しながらやっていきたい。外部委員の必要性については、検討すると答弁されています。

また、数名の委員から、外郭団体の会計チェック、監査については、今後も続けていくのか。その監査には、外部の委員を含めるのかという質疑に対し、これから調査をし、できれば定期的な調査、確認を担当課以外で行っていかねばならないと考えている。外部の目を入れて監査するという方向について、会計規模も踏まえて検討すると答弁されています。

また、今回の監査では、領収書と帳簿とのチェックだけではなく、購入された物品が現物があることを確認することを含めて行うことを強く要望するという意見、要望に対し、形式的なものではなく、外郭団体の予算、決算、計画に基づいての支出の適正性や、購入した物品の活用状況を含めて監査したいと答弁されています。

全体に、不祥事が発生した異常事態を厳しく捉えた姿勢での再発防止処置を望む委員の総意が、外部の目を入れた職員不祥事防止対策委員会の構成、外部の目を入れた内部監査、会計監査を要求する意見となってあらわれ、行政側では今後検討し、総務文教常任委員会で報告されることになりました。

今後の行政改革特別委員会の審査においては、所管の総務文教常任委員会との関係から、不祥事の再発防止を協議題とする考えはありませんが、行革の視点で常に念頭に置いて審査を行っていくこととして質疑を終了いたしました。

業務改善については、大きな改善運動と、いつでも改善運動の2種類の改善運動で成果を上げている牛久市の例を挙げての提案に対し、職員提案や職場実践活動により、職員の積極的な姿勢への参画意識の高揚、事務の効率化及び事務改善を実施している。職員提案については、市長の前で発表し、プレゼンテーション力の向上を図っている。また、職場実践活動では、事務改善につながると思われること。よいと思ったことを、すぐ各係単位で取り組んでいる。それらの活動を庁内で共有し、ほかの部署でも実践するよう取り組みを進めていると市の考え方が示されました。

情報の電子化による事務処理の効率化については、クラウド化について実態の把握をはじめ踏

み込んだ調査により、さらなる改善が必要かどうかを検討すべきという提案に対し、国や県が強制力を持ってシステムの統一を行わないとなかなか進まないが、一方、各自治体のシステムをなるべく統一して共同利用をしていく動きもある。三条市が中心となってシステムの共同化を進めているが、集合税システムが当市独自のシステムであること、システムの共同化への参加自治体が減少したことなどから参加を見合わせた。

当市では、平成23年度の基幹システムのデータセンター化、いわゆるクラウド化では、1年当たり約3,520万円、5年間で約1億7,600万円、37%の経費削減を行っている。平成25年に地理情報システムのクラウド化を実施したほか、できることからクラウド化に取り組んでいく。今年度新たな取り組みとして、総務省委嘱のアドバイザーから指導を受けて改善を図っていききたいと市の考えが示されました。

経費の節減と無駄の排除の考え方については、事務事業評価の外部審査を実施すべきという提案に対し、外部審査の必要性については感じている。事業内容をある程度理解して、適正な判断ができる方の選出方法について検討が必要であると市の考え方が示されました。

公共施設の設計や工事における入札条件のあり方として、地元企業等を生かし、成長させる仕組みをつくるべきという提案に対し、入札条件は、糸魚川市内に本店等を有するものを基本としている。特殊技術を伴う案件については、入札条件を市外業者に拡大しているが、特定共同企業体による地元企業の参加を認めている。特記仕様書の中で、下請は地元企業を優先すること、資機材の地元調達を要請していると考え方が示されました。

各種計画書の策定のあり方を検討すべきという提案では、計画書の作成に当たっては、その必要性、目的、作成方法等について事前に検討し、市民にとってわかりやすいものとなることが重要であると考えている。作成前に計画の構成、内容等について検討していききたいと考えると市の考えが示されました。

委員より、何年もかけて解決できない課題はあるか。課題を共有し、しっかり後任に引き継ぐ仕組みが必要だがどうかという質疑に対し、大きな課題で3年かけているものなどもある。事務引き継ぎ書で、当面の課題で積み残したものを引き継ぐようにしていると答弁されました。

また、クラウド化における37%の経費削減はすばらしい。税番号制によるシステム変更はどうか、経費はどうかという質疑に対し、9月補正でシステム改修費を提案したい。経費は国が負担すべきだが、市独自のものもあるので、市の負担となる部分もある。国が3分の2、自治体が3分の1となりそうだと答弁されています。

総務省のアドバイザーには、どのようなアドバイスを受けるのかという質疑に対し、基本的に基幹システムのクラウド化、他市との比較によるアドバイスを受けることになると思うと答弁されています。

計画策定の委託費の全体を把握しているか。一括で委託すれば経費が削減されることもあると思うが、どう考えるかという質疑に対し、予算書でいう印刷製本費だけではないが、全体を把握し、検討したいと答弁されています。

市民にとってわかりやすいことが重要。一般論的な記述ではわかりにくく、具体的な表現が必要である。総合計画も柔軟な改定ができるようにすべきで、簡単には変えられない幹となる部分と、柔軟に改定できる枝葉の部分とに分けた考え方が重要だと思うが、いかがかという質疑に対し、見

える化、視覚に訴えるつくり方が重要であると考え。地方自治法改正で総合計画基本構想の法的策定義務がなくなり、市独自の判断によることとなった。平成28年度が最終年度であり、見直し作業に入るが、期間が10年間で妥当か、前期・後期基本計画の区切りはどうか、実施計画の見直し方法はどうかなど検討していきたいと答弁されています。

また、経費の削減を図らなければならないが、積み上げ方式の予算編成では予算枠が大きくなってしまいが、どのように考えるか。また、集合支払制度はよい方式だが、印刷製本費を含めて総枠を管理する必要があると考えるが、いかがかという質疑に対し、現在、実施計画の策定中であり、総額を抑える枠配当方式の採用も考えている。印刷製本費については見積りの厳しい分野であり、タイプも異なるので、集合支払制度になじまないと考えていると答弁されています。

ほかにも熱心な質疑が交わされていますが、報告を省略いたします。

以上で、行政改革特別委員会の付議事件の中間調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第6．発議第5号

○議長（樋口英一君）

日程第6、発議第5号、度重なる職員の不祥事に対する問責決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

度重なる職員の不祥事に対する問責決議について提案をいたします。

皆さんにお渡ししております問責決議についての朗読をさせていただいて、提案にかえさせていただきます。

度重なる職員の不祥事に対する問責決議。

今年5月に、公然わいせつにより青海事務所職員が逮捕・起訴され、その後、糸魚川中学校県栄養職員による架空請求や、能生学校給食センター職員による水増し請求等の不正経理が発覚し、行政に対する市民の信頼を大きく損ねた。

これら職員の一連の行為は由々しき問題であり、米田市長の任命責任及び管理監督責任は極めて重大でまことに遺憾である。

糸魚川市議会として一連の不祥事を重く受け止め、ここに米田市長に対し猛省を促すとともに、再発防止と徹底した職員の意識改革を行い、市民の信頼回復に全力で取り組むことを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成26年9月1日、糸魚川市議会。

上記の議案を会議規則第14条の規定により提出いたします。

以上です。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号、度重なる職員の不祥事に対する問責決議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第86号

○議長（樋口英一君）

日程第7、議案第86号、平成25年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第86号は、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成25年度は、「安全安心、元気なまちづくり」「明日を担う人を育むまちづくり」及び「新幹線開業を活かすまちづくり」を重点施策に掲げ、糸魚川駅及び駅周辺整備、小・中学校改修改築整備、能生国民健康保険診療所整備、地区公民館施設整備、一般廃棄物最終処分場適正化等の事業を計上し、限られた財源の中で事業の選択と集中による効果的事業展開を考慮しながら、当初予算を306億2,000万円といたしました。

当初予算後、自然災害への対応や国の経済対策等に対応するため、8回にわたる補正予算を編成したところであります。

決算につきましては、歳入総額352億5,526万6,000円、歳出総額332億7,378万3,000円で、歳入歳出差引額は19億8,148万3,000円となっており、繰越明許費に係る財源を差し引きますと、実質収支額は15億4,218万4,000円の黒字となっております。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表により、ご了承願います。

日程第8. 議案第87号から同第89号まで

○議長（樋口英一君）

日程第8、議案第87号から同第89号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第87号は、平成25年度柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号は、平成25年度有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号は、平成25年度集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第90号から同第94号まで

+

○議長（樋口英一君）

日程第9、議案第90号から同第94号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

議案第90号は、平成25年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号は、平成25年度集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号は、平成25年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号は、平成25年度水道事業会計決算認定及び利益の処分について、議案第94号は、平成25年度ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第95号から同第98号まで

○議長（樋口英一君）

日程第10、議案第95号から同第98号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

議案第95号は、平成25年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号は、平成25年度国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号は、平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号は、平成25年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第11．議案第99号から同第108号まで及び同第115号

○議長（樋口英一君）

日程第11、議案第99号から同第108号まで及び同第115号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

議案第99号から議案第102号は、いずれも国の子ども・子育て支援新制度の施行に伴う条例の制定についてであります。

議案第99号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、保育所、幼稚園等の運営基準を定めたいため、新たに条例を制定するものであります。

議案第100号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、家庭的保育事業等の運営基準を定めたいため、新たに条例を制定するものであります。

議案第101号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、放課後児童クラブ事業の運営基準を定めたいため、新たに条例を制定するものであります。

議案第102号は、保育実施条例の制定についてでありまして、保育実施基準を新たに定めたいため、現条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第103号は、博物館条例の一部改正についてでありまして、フォッサマグナミュージアムの改修にあわせ、入館料等の改定を行いたいため、所要の改正を行うものであります。

議案第104号は、上越地区広域視聴覚教育規約の変更についてでありまして、土地区画整理事業による字及び地番の変更に伴い協議会事務所の位置の表記を改めたいため、規約の変更を行うものであります。

議案第105号から議案第107号は、いずれも平成25年9月18日付で決議いただいた工事請負契約の変更契約の締結についてでありまして、変更の理由は、国及び県に準じたインフレスライド条項の適用に伴い、契約金額を増額いたしたいものであります。

議案第105号は、市民会館リニューアル（建築）工事について、契約金額を6億6,356万7,480円に変更するものであります。

議案第106号は、市民会館リニューアル（電気設備）工事について、契約金額を4億5,469万4,400円に変更するものであります。

議案第107号は、市民会館リニューアル（機械設備）工事について、契約金額を3億4,859万7,240円に変更するものであります。

次に、議案第108号は、変更契約の締結についてでありまして、平成26年3月20日に議決いただいた糸魚川地区公民館改築工事（建築）について、契約金額を3億2,836万8,600円に変更するものであり、変更の理由は、国及び県に準じ新労務単価の特例措置を適用するため、契約金額を増額いたしたいものであります。

議案第115号は、平成26年度柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、債務負担行為を第1表のとおりといたしたいためであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第12．議案第109号及び同第110号

○議長（樋口英一君）

日程第12、議案第109号及び同第110号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

議案第109号は、市道認定についてでありまして、大小町海岸線の認定について、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第110号は、変更契約の締結についてでありまして、平成25年9月18日に議決いただいた北陸新幹線糸魚川駅高架下施設整備工事（建築）について、契約金額を3億8,998万3,440円に変更するものであります。

変更の理由は、国及び県に準じたインフレスライド条項の適用に伴う増額、及び他工事との調整による経費等の減額により、契約金額を変更いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第13．議案第111号から同第113号まで、議案第116号及び同第117号

○議長（樋口英一君）

日程第13、議案第111号から同第113号まで、議案第116号及び同第117号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

議案第111号は、市税条例の一部改正についてでありまして、地方税法等の一部改正に伴い、法人税割及び軽自動車税の税率等を変更したいため、所要の改正を行うものであります。

議案第112号は、国民健康保険税条例の一部改正についてでありまして、地方税法等の一部改正に伴い、文言及び項ずれを整理いたしたいための所要の改正を行うものであります。

議案第113号は、診療所条例の一部改正についてでありまして、能生国民健康保険診療所の建てかえに伴い、入院病床を廃止いたしたいための所要の改正を行うものであります。

議案第116号は、平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ3,028万4,000円を追加し、総額を52億228万4,000円といたしたいものであります。

議案第117号は、平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ5,645万9,000円を追加し、総額を58億7,501万5,000円といたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第14．議案第114号

○議長（樋口英一君）

日程第14、議案第114号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

議案第114号は、平成26年度一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億1,158万2,000円を追加し、総額を306億5,643万4,000円といたしたいもの

であります。

歳出の主なものは、2款、総務費では、国県支出金過年度返還金の追加、6款、農林水産業費では、水産業施設整備事業の追加であります。

7款、商工費では、新幹線高架下活用事業の追加、8款、土木費では、道路修繕事業の追加、10款、教育費では、体育施設設備整備事業の追加であります。

次に、歳入の主なものは、18款、繰入金では、基金繰入金の追加、21款、市債では、臨時財政対策債の追加であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第15．請願第5号の取り下げについて

○議長（樋口英一君）

日程第15、請願第5号の取り下げについてを議題といたします。

6月定例会において継続審査となっております請願第5号は、請願者から取り下げたい旨の申し出があり、これを許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号の取り下げについては、許可をすることに決しました。

日程第16．請願第6号及び陳情第3号

○議長（樋口英一君）

日程第16、請願第6号及び陳情第3号を一括議題といたします。

本定例会において受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。ただいま議題となっております陳情第3号は、総務文教常任委員会へ、請願第6号は、建設産業常任委員会へ付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

〈午後0時04分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+